

平成 27 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 27 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 27 年 12 月 18 日日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 口木 俊二 君	2 番 吉永 秀俊 君
3 番 岡田 伊一郎君	4 番 前田 修一 君
5 番 橋村 孝彦 君	6 番 立山 裕次 君
7 番 浪瀬 真吾 君	8 番 森 敏則 君
9 番 大石 俊郎 君	10 番 堀 進一郎 君
11 番 後城 一雄 君	

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 加瀬川哲文 君
副 町 長 (不 在)	建 設 課 長 下野 慶計 君
総 務 課 長 森 隆志 君	健康ほけん課長 構 浩光 君
農林水産課長 岡田 半二郎 君	町 民 課 長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (岡田 半二郎 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 山口 大二郎 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

4 開会

5 議事日程の報告

議事日程

日程第 1 議案第 79 号	東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2 議案第 80 号	東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3 議案第 87 号	平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 5 号)(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4 議案第 88 号	平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算(第 1 号)(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 5 議案第 89 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 90 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 91 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 92 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 93 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 請願第 3 号の 1 公民館山手側の法面防壁工事の請願
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 請願第 3 号の 2 大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 請願第 3 号の 3 小川の下流域の土砂等の堆積物除去の請願
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 95 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 14 委員会の閉会中の特定事件(所管事務) 調査の件

6 閉会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（後城一雄君）

只今の出席議員は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 79 号 東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 80 号 東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 79 号、東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、日程第 2、議案第 80 号、東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、以上 2 議案を一括議題とします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。

総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 79 号 東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 11 日総務課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する必要な事項を定めるものである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で情報の流出が無いよう万全を期してほしいとの意見がありました。

次に委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 80 号、東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定め条

例の制定について

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 11 日農林水産課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、農業委員会等に関する法律等の改正により、農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の定数を定めるものである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程資料の提示は本会議で早目にしてほしいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑は終了します。

○議長（後城一雄君）

これから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから議案第 79 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号、東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 80 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号、東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

- 日程第 3 議案第 87 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 5 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 88 号 平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算
(第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 89 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 90 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 91 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 3、議案第 87 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 5 号)、日程第 4、議案第 88 号、平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 5、議案第 89 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 6、議案第 90 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)、日程第 7、議案第 91 号、平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)、以上、5 議案を一括議題といたします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。

総務厚生常任委員長浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 87 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 5 号)

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 11 日総務課長並びに各関係課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56,414 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,266,431 千円とするものである。

歳出については、総務費に庁舎内イントラシステムネットワーク切り分け変更作業料等、民生

費に障害福祉サービス給付費、国民健康保険事業特別会計繰出金、児童健全育成事業委託料等、教育費に ICT 機器移設設定業務委託料等、人事異動に伴う人件費等が計上されている。

歳入については、特定財源として国県支出金、町債、一般財源に普通交付税等が追加計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 88 号であります。

1 付託された事件

議案第 88 号 平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算(第 1 号)

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 11 日総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催し、その後現地視察を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,466 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,987 千円とするものである。

歳入歳出について、赤木地区の町有地売払収入を総務費の土地開発基金繰出金として計上されている。また、所有権移転等は登記済とのことである。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で今までの経過を含め、本会議で詳細な説明をしてほしかったとの意見がありました。

次に議案 89 号であります。

1 付託された事件

議案第 89 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 11 日健康ほけん課長の出席を求め、委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 198 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,504,351 千円とするものである。

歳出については、保険給付費、新規保険事業費、財政調整交付金等前年度精算に伴う返還金が計上されている。

歳入については、県支出金、繰入金、繰越金が計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 90 号であります。

1 付託された事件

議案第 90 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 11 日健康ほけん課長の出席を求め、委員会を開催しました。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,926 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 908,273 千円とするものである。

歳出については、総務費に介護保険制度改正によるシステム改修費、介護保険認定申請者数の増による臨時雇賃金、また、保険給付費、地域支援事業費、地域支援事業費の再確定による過年度返還金が計上されている。

歳入については、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、前年度繰越金などが計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 91 号であります。

1 付託された事件

議案第 91 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 11 日健康ほけん課長の出席を求め、委員会を開催しました。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 949 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 100,949 千円とするものである。

歳出については、健康診査事業と保険料等納付金について、実績増額が見込まれるための追加計上である。

歳入については、基盤安定負担金に係る一般会計繰入金と、健康診査に係る諸収入が追加計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 5 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

これから、議案第 88 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号、平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算(第 1 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

これから、議案第 89 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 90 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

次に、議案第 91 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 91 号、平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 92 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 9 議案第 93 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 8、議案第 92 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 9、議案第 93 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)、以上 2 議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

産業建設文教常任委員長、吉永秀俊君。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

委員会に付託されました議案第 92 号と議案第 93 号について委員会報告を行います。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 92 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出それぞれ 2,468 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 796,166 千円とするものである。

歳出については、業務費の人件費 6,769 千円、公課費 5,199 千円が減額され、給水費の修繕費 3,000 千円と建設改良費の工事請負費 6,500 千円が追加計上されていた。

歳入については、前年度繰越金 5,425 千円、雑入 7,283 千円が追加計上され、繰入金 15,176 千円が減額されていた。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に 93 号についてです。

1 付託された事件

議案第 93 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

2 審査年月日

平成 27 年 12 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出それぞれ 6,509 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 426,891 千円とするものである。

歳出については、委託費 17,000 千円や補償費及び賠償金 4,000 千円等が減額され、工事請負費 21,000 千円等が追加計上されていた。

歳入については、繰越金 1,127 千円等が追加計上され、繰入金 8,745 千円が減額されていた。慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 9 時 50 分）

再開（午前 9 時 51 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 92 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 93 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 請願第 3 号の 1 公民館山手側の法面防壁工事の請願
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 11 請願第 3 号の 2 大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 12 請願第 3 号の 3 小川の下流域の土砂等の堆積物除去の請願
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 10、請願第 3 号の 1、公民館山手側の法面防壁工事の請願、日程第 11、請願第 3 号の 2、大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願、日程第 12、請願第 3 号の 3、小川の下流域の土砂等の堆積物除去の請願、以上 3 件について一括議題とします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。

産業建設文教常任委員長、吉永秀俊君。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

当委員会に付託されました請願第 3 号の 1 から 3 について報告を行います。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

請願第3号の1 公民館山手側の法面防壁工事の請願

2 審査年月日

平成27年12月14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、請願の紹介議員の説明を求め、その後地元関係者及び建設課長、係長立会いの下、現地調査を実施し、審査を行いました。

本件は山手側の法面が民有地であり、まずは所有者と地元自治体との十分な協議の上、雑木の伐採等を実施し、表土の崩壊を防止すべきとの意見があり、慎重に審査した結果、全委員一致不採択にすべきものと決定しました。

その2について

1 付託された事件

請願第3号の2 大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願

2 審査年月日

平成27年12月14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、請願の紹介議員の説明を求め、その後地元関係者及び建設課長、係長立会いの下、現地調査を実施し、審査を行いました。

本件は、町内各地の河川で多く見られる事例であり、まずは自治会で雑木等の伐採除去の努力を行うべきとの意見があり、慎重に審査した結果、全委員一致不採択にすべきものと決定しました。

1 付託された事件

請願第3号の3 小川の下流域の土砂等の堆積物除去の請願

2 審査年月日

平成27年12月14日

3 審査の経過並びに結果

付託された事件について、請願の紹介議員の説明を求め、その後地元関係者及び建設課長、係長立会いの下、現地調査を実施し、審査を行いました。

本件は現在、全町的に協働の町づくりを展開中であり、堆積物の量も人力で除去できる程度と思われるので、まずは住民の自助努力をもって解決すべきとの意見が多数を占め、慎重に審査した結果、賛成少数で不採択するものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

委員長にお尋ねいたしますけども、この請願が町部局にも出ているのか、出ていないのかを聴取されたかどうか。それともう一つ、請願陳情は、町村の町長の権限と議会の議決権限というのが採択の基準であるんですが、その辺、町との意見の聴取、整合性、審査の過程でどういう意見を求められたかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

産業建設文教常任委員長吉永秀俊君。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

この同じ主旨の請願が町長部局に出るということは、お尋ねをしておりませんので2番目の質問もそういうことでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

当然予算が伴うことであれば、町長部局の方とも密接な連絡調整を行って、採択不採択の基準をすべきとなっているんですよ、請願陳情は。

今、聴取をしていないとおっしゃったのは、審査の過程で予算面とか、意見が委員の中から出たものかどうかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

産業建設文教常任委員長吉永秀俊君。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

審査の過程でいろいろ調査に同行していただきました建設課長あたりに、その都度その都度、これは例えば請願その1でしたら、これは民有地になるということでしたので町、行政からのお金は捻出できないという意見など聞いて、出来るもの出来ないもの。例えば請願その3は、海岸は何処までが町の範囲なのか、海でしたら県の範疇でございますので、そこら辺も立ち会いした課長にはその都度その都度お尋ねをいたしております。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長に対する質疑を終了します。

これから請願ごとに討論を行います。

最初に請願第3号の1について討論を行います。

先ずは原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に請願第3号の2について、討論を行います。

先ずは原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に請願第3号の3について、討論を行います。

先ずは原案に賛成者の発言を許します。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

賛成の立場で話をさせていただきます。

小川の下流域の土砂等の堆積物ですけど、下水道が整備をされまして、それは勿論良いことなんですけど、今まで流れていた小川の水が流れなくなりまして、そのために海の方から来る波で土砂が溜まっている状態というふうに感じましたので、先ずは最初行政の方でお願いをして、予期せぬことでしたのでその後はまた溜まると思うので、その後は自治会の方で随時していただければ良いと思ひまして賛成をいたします。

○議長（後城一雄君）

次に原案に反対者の発言を許します。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

この報告書に書いてあるとおりでございますけれども、私達も現地を調査いたしました。

報告書のとおり、簡易なといいますか安易な作業でできるものと思われまます。

仮にこれを認めるとなると、今各地区からヒアリング等で要請、要望がきております未執行分が数多くあります。そうしますと、こういったものが請願で採択されるということになりますと、優先順位等々に関しても影響を与えるという懸念があります。

したがって、本案に対しては反対ということになります。

○議長（後城一雄君）

次に原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第3号の1を採決します。

この表決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。

請願第3号の1、公民館山手側の法面防壁工事の請願は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

○議長（後城一雄君）

起立少数です。

したがって、請願第 3 号の 1、公民館山手側の法面防壁工事の請願は不採択と決定されました。

○議長（後城一雄君）

次に、請願第 3 号の 2 を採決します。

この表決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、不採択です。したがって、原案について採決をいたします。

請願題 3 号の 2、大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立を願います。

○議長（後城一雄君）

起立少数です。

したがって、請願第 3 号の 2、大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願は不採択と決定されました。

○議長（後城一雄君）

次に、請願第 3 号の 3 を採決します。

この表決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、不採択です。したがって、原案について採決をいたします。

請願第 3 号の 3、小川の下流域の堆積物除去の請願は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立少数です。

したがって、請願第 3 号の 3、小川の下流域の堆積物除去の請願は不採択と決定されました。

日程第 13 議案第 95 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 13、議案第 95 号、東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長 朗読）

○議長（後城一雄君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 95 号、東彼杵町教育委員会委員の任命につきまして、提案の理由を申し上げます。

現在、松尾文代委員が 12 月 21 日までの任期になっております。松尾委員がご勇退ということで任期満了になります。

新に教育委員として任命をお願いするものでございます。

住所が東彼杵町蔵本郷 1246 番地 8、氏名が澤登舞、生年月日は昭和 50 年 6 月 8 日生まれでございます。

任期を今回は3年ということをお願いしようと思っています。前回の委員さんは4年をお願いいたしましたが、新しい制度等の運用指針等もございまして、今回は3年をお願いしたいと考えています。

澤登氏につきましては、茨城県のご出身でございまして、平成10年に東京理科大学理学部を卒業されまして、その後は民間の会社にお勤めです。技術的な部所にいらっしやいまして、平成14年に4年間で退職をされています。

その後は東日本大震災が2011年3月11日に発生しまして、この時に埼玉県から東彼杵町に疎開と申しますか一時期こちらにおいでになられまして、引き続き2012年の夏休みプロジェクトに参加をされまして、疎開をされる前からスマイルクローバーという任意の団体を立ち上げられまして、農産物のネット販売とか買物代行とかイベントの企画、プロデュースとかをされております。

現在いろんなまちづくりのファシリテーターとして、講演会の主催をすとか、雑貨の販売等をイベント毎にされております。こちらに関わって5年になりますが、転入して2年後に持ち家を、自宅を橋ノ詰に構えて4年を経過しております。御主人は横浜の方でお勤めで、小学生が2人、2歳の子どもさんが1名で、そういう家族構成で、教育にも非常に熱心で彼杵小学校のPTA活動も積極的に参加されるなど非常に人格が立派な方でございます。

教養、学術、文化共、識見を許される方でございますので、慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今、町長は任期は3年とおっしゃいましたが、法改正では新教育長は3年になっていますが、普通の教育委員さんは今までとおおり4年じゃないんですか、何故3年にされるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回、制度改正の運用指針が出ておりまして、すべて、4年でいっぺんに、例えば今年の11月に2名辞めるとか、来年そういうことができます。28年の11月、12月に確か2名お辞めになって、同じ方が代わっていかれたら、繋ぎができないことも考えられますので、常にラップするように、重複しながら知識がある方が連続して切れ目がないようにしなさいと指導がきています。

今回、澤登さんはまだ40歳と若いので、是非連続して3年間ということをお願いをしたということをお願いしています。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第 95 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 95 条は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 95 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

出入口を閉めます。

○議長（後城一雄君）

只今の出席議員は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番議員、口木俊二君、2 番議員、吉永秀俊君を指名します。

○議長（後城一雄君）

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は、「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

○議長（後城一雄君）

投票箱は異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（有川寿史君）

それでは、読み上げます。議長席に向かって右側の方から登壇していただいて、投票箱に投函して、左側の方へ帰っていただく方法をお願いいたします。

1 番、口木俊二議員、2 番、吉永秀俊議員、3 番、岡田伊一郎議員、4 番、前田修一議員、

5 番、橋村孝彦議員、6 番、立山裕次議員、7 番、浪瀬真吾議員、8 番、森敏則議員、

9 番、大石俊郎議員、10 番、堀進一郎議員。

○議長（後城一雄君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。

1番、口木俊二君、2番、吉永秀俊君、開票の立会いをお願いします。

○議長（後城一雄君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 1 票、反対 9 票、以上のとおり、賛成が少数ですので、したがって、議案第 95 号、東彼杵町教育委員会委員の任命については、否決することに決定しました。

日程第 14 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

○議長（後城一雄君）

次に日程第 14、委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規程によって、お手元に配りました特定事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（後城一雄君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 27 年第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会（午前 10 時 19 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 28年 9月 8日

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 吉永 秀俊